

くらしのサポーター

徳島県消費者情報センター

通 信

2021
8月号

No.178

電力・ガスの契約内容をよく確認しましょう

平成28年に電力の小売全面自由化が、平成29年にはガスの小売全面自由化が行われ、その後、電気は5年、ガスは4年が経過しました。

国民生活センター、各地の消費生活センターや経済産業省電力・ガス取引監視等委員会には、電気・ガスの契約に関する相談が引き続き寄せられています。

<相談事例>

事例1：電気料金の支払先のみの変更と思ったが、契約先が変更になっていた事例

契約中のガス会社の代理店が突然来訪した。「確認したいことがある」と言われ、契約中のガスについての話だと思ったので玄関で対応することにした。「現在契約中のガスと電気をセットにすると割引になる」と勧誘された。検針票を見せると、「月5,000円以上の利用なら、今より安くなる」と言われ、その場ですぐに夫名義で申込書に記入した。契約先は変わらずに電気料金の支払がガス会社にまとめられるだけだと認識していた。担当者が帰宅後、申込書をよく見ると、「電力会社に変更になる」との記載があり、認識と異なることに気が付いた。クーリング・オフは可能か。



事例2：電話勧誘を受けて断ったのに、その後しつこく勧誘を受けた事例

大手電力会社から「電気料金が安くなる」と電話で勧誘を受けた。現在別の電力会社と契約しているので、新しい契約は必要ないと断ったが、その後も度々電話があり、先ほども別の者から電話があった。携帯電話番号のときもあれば無料電話番号の時もある。迷惑なので電話勧誘を止めてほしい。

消費者庁イラスト集より

<消費者へのアドバイス>

- ◎電気・ガスの料金のプランや算定方法をよく説明してもらい、確認しましょう
- ◎勧誘してきた会社と新たに契約する会社の社名や連絡先を確認しましょう
- ◎検針票の記載情報は慎重に取り扱いましょう。氏名（契約名義）、住所だけでなく顧客番号、供給地点特定番号など検針票の記載情報は重要な個人情報です。
- ◎契約を変更してしまってもクーリング・オフ等ができる場合があります
- ◎トラブルになったときには消費生活センター等に相談しましょう

【国民生活センターより】

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や

188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

くらサポ川柳



送りつけ？
まさか!? 意外な
息子から
徳島市
つばめファンさん

捨てないで
使用期限を
有効に
松茂町
つくもはじめさん

携帯発電機やポータブル電源の事故に注意！

～発電機は屋内で絶対に使用しないでください。死亡事故も発生しています～

災害時の備えなどにより、携帯発電機やいわゆるポータブル電源の需要が高まっています。一方で、地震、台風、暴風雪の自然災害による停電時など、屋内で携帯発電機を使用したことによる一酸化炭素（CO）中毒が疑われる死亡事故が発生しています。

また、ポータブル電源の火災事故が近年発生しています。

携帯用発電機やポータブル電源を使用する際は、以下の点に注意しましょう。



<携帯発電機／ポータブル電源について>

◎携帯発電機

発電機は、ガソリン、軽油及びカセットボンベなどの燃料を使ってエンジンを稼働させ、装置内のコイルや磁石を回転させることで電気を発生させる装置です。

持ち運びが可能な発電機を携帯発電機といい、可搬型発電機、小型発電機、ポータブル発電機などという場合もあります。

発電機の排気ガスには、毒性の強い一酸化炭素が多く含まれており、その毒性は、空気中の一酸化炭素濃度が1,600ppmだった場合、20分間の吸入で頭痛・めまい・吐き気の中毒症状が現れ、2時間の吸入で死に至ります。

◎ポータブル電源

リチウムイオン蓄電池などの充電式電池を内蔵した大容量かつ可搬型の蓄電装置で、交流100V出力に対応するなどしたもののがいわゆるポータブル電源と呼ばれ販売されています。



ポータブル電源の例

<携帯発電機の事故防止のためのアドバイス>

◎屋内では絶対に使用しないでください

閉め切った屋内で発電機を使用すると、短時間で一酸化炭素の濃度は高くなります。室内、車内、物置・倉庫、テント内などの屋内では発電機を絶対に使用しないでください。

◎屋外でも、換気の悪い場所・火気を使用する場所では、絶対に使用しないでください

屋外でも、換気の悪い場所では、一酸化炭素が滞留するおそれがあります。屋外で発電機を使用する際は、風通しの良い場所に排気を向けましょう。

◎製品ごとに定められた距離を建物及びその他の設備から離してください。

◎燃料の取扱い、保管には十分注意しましょう。

◎発電機同様エンジンを稼働させて使用する製品の排気には、

一酸化炭素が多く含まれているので、使用の際は注意しましょう。



<ポータブル電源の事故防止のためのアドバイス>

◎製造・販売元がはっきりしている製品を選び、また回収・リサイクルに対応しているか確認しましょう。

◎使用中の感電に注意しましょう。

◎リコール対象製品となっていないか確認しましょう。

ポータブル電源に関する事故のうち約5割がリコール製品によるものです。メーカー、型番などで過去に事故やリコールがないか確認するようにしましょう。

◎取扱説明書をよく読み、適正な使用環境と使用方法を守りましょう。

◎防水性能レベルを確認し、それを超える状況では使用しないようにしましょう

◎ポータブル電源を処分する際は製造・販売元に確認し適切に処分しましょう。

御家庭で使用したポータブル電源は、一般ゴミ又は粗大ゴミとして廃棄してはいけません。誤って廃棄した場合、収集・処理の際に発火し、火災の原因となり大変危険です。

【消費者庁より】

消費者情報センターより

最近、センターに寄せられた相談事例や、新型コロナウイルス感染症関連のトラブルなど、特に今、皆さんに注意をしていただきたいことについてお知らせします。

配業者を装ったSMSの不在通知に引き続き注意！

スマホに宅配業者を装って『お荷物のお届けに上がりましたが不在の為持ち帰りました。ご確認ください。』といった不在通知のSMSに関する相談が依然として続いています。



従来の不審なアプリをインストールさせたり、フィッシングサイトでIDやパスワードなどを入力させて、身に覚えのない請求を受ける手口に加え、宅配業者の再配達受付サイトを装った偽サイトで、運転免許証等の本人確認の写真を送信させる新しい手口が確認されています。

SMSで不在通知が届いても、記載されているURLをタップしないことです。電話窓口や公式のHP等で真偽を確かめましょう。万が一タップしてしまった場合は、個人情報の入力や本人確認書類の写真を送信してはいけません。また不審なアプリによる被害を防ぐため、すぐにスマホを機内モードにして、お近くの消費生活センターにご相談ください。

詳しくは、IPA(情報処理推進機構)のHPを参考にしてください。

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/mgdayori20210623.html>

水質検査？ 浄水器の訪問販売にご注意を！

「『水質検査に来ました』と男性が突然訪ねて来たので、水道局の職員だと思い家に入れた。男性が台所の水道水をコップに注ぎ、試薬を垂らすと透明だった水がピンク色に変色した。

『体に悪い水なので浄水器を取り付けた方が良い』と勧められた。心配になり浄水器を取り付けてもらったが、40万円と高額で本当に浄水器は必要だったのだろうか。解約したい」との相談が寄せられています。



水道局の関係者だと言われても、身分証の提示を求めるなどして、知らない人を簡単に家の中に入れてはいけません。水道水には消毒のために塩素が含まれているので、塩素に反応する試薬を入れるとどんな水道水でも変色します。

業者の言うことを鵜呑みにしてすぐに契約せず、一旦帰ってもらい家族や周囲の人に相談しましょう。契約しても訪問販売であればクーリング・オフができる場合があります。

困ったことがあれば、最寄りの消費生活センターにお電話ください。



新型コロナウイルスの検査キットを巡る消費者トラブルに注意!!

中央省庁や市役所などの職員を騙り、「検査キットを送ると電話があり、家族構成などを聞かれた」、「PCRの検査キットを送るので、お金を振り込んでほしい」など、新型コロナウイルスの検査キットに関する相談が全国的に多数寄せられています。

また、仕事上の都合などにより、新型コロナウイルスの自費検査を受ける方も増えていますが、「インターネットなどで、安価ですぐにPCR検査ができるとうたっているのに、検査結果が届かない。返金を求めたい。」といった消費者トラブルも発生しています。

行政機関の職員を名乗る、あるいは行政から委託されたという業者などからの怪しい電話や訪問など、「怪しい・おかしい」と思うものには反応しないようにしましょう。不審に思った場合や、トラブルにあった場合は最寄りの消費生活センターに早めにご相談ください。

なお、自費検査については、厚生労働省のホームページで、『社会経済活動の中で本人等の希望により全額自己負担で実施する検査(いわゆる自費検査)について』まとめられていますので事前に確認しましょう。

(参考：厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00199.html

くらしのコラム

袖振り合うも多生の縁

～誤り・袖触れ合うも多少の縁～

私の小中学校時代は、図書館、言い換えれば小説を始め活字と言うものにほとんど縁がなかった。だから、諺を始め言語は耳で聞いて覚えたものばかりである。訛りや方言のような言語も、耳で聞いて身につけた。

目で活字を見て覚えたのではないので、自分流に解釈して覚えたり、理解したり、ということで言葉を増やしてきた。題字の諺の「たしょう」も「多少」で、袖が触れ合う程度のことも、古からのご縁・因縁が多少ある、と思っていた。

ところが「たしょう」とは「多生」であり、人間の生まれ変わる輪廻の意味らしいのだ。「多生の縁」は前世からの因縁によるという意味で、縁が多い少ないではないのである。

不思議なことに間違って理解していても、それなりに話は通じる。

くらしのサポーター 三原茂雄

絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や 活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0851 徳島市徳島町城内2番地1 とくぎんトモニプラザ 5階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

